

1月

発行日：令和8年1月30日

発行：進路指導係

新しい年を迎え、生徒たちも卒業後の生活や進路について、これまで以上に現実的に考える時期となりました。高等部での学習もいよいよ3学期に入り、「卒業後、どのような一日を過ごすのか」「どのような支援を受けながら地域で生活していくのか」を、本人・保護者・学校が一緒になって考えていくことが大切になっています。今号では、①就労選択支援事業、②名護市内の障害福祉サービス事業所の紹介、③障害者基礎年金についてお知らせします。



① 就労選択支援事業について

令和7年10月から本格実施されている「就労選択支援事業」は、一般就労や就労系福祉サービスを希望する方が、自分に合った働き方や通い方を考えるための支援制度です。この制度で最も大切にされている考え方は、「進路先を決めるための評価」ではなく、本人が納得して進路を選ぶためのプロセスであるという点です。就労選択支援では、短期間の通所（標準2週間程度、最短5日）を通して、実際の作業体験や作業観察が行われます。作業の理解の仕方、集中の持続、手順の覚え方、疲れやすさ、支援があることで力を発揮できる場面などを、多角的に把握していきます。また、本人の希望は、活動を重ねる中で変化することも少なくありません。「最初は就労系を希望していたが、生活介護の方が安心できると感じた」「作業体験を通して、新たな興味が生まれた」など、その変化自体を大切にしながら支援が進められます。通所期間後には、本人・保護者・学校・相談支援専門員・市町村などが参加するケース会議が行われ、アセスメント結果を共有しながら進路について話し合います。結果と異なる進路を選ぶことも可能であり、最終的な決定は本人の意思が尊重されます。制度改正により、今年10月からは就労継続支援B型を新たに利用する場合、原則として就労選択支援を経ることになります。また、令和9年度から就労移行支援やA型事業所を利用する場合についても、原則利用が求められる予定です。特別支援学校に在学中から利用することも可能で、校内実習や職場実習の場面に事業所職員が出向き、作業の様子を観察することもできます。早い段階から自己理解を深めることで、卒業後の生活の安定や、進路のミスマッチ防止につながることを期待されています。



② 名護市内の事業所紹介

本校が日頃から就業体験でお世話になっている名護市の事業所を紹介します。夏休みのPTA施設見学でもお世話になりました。



■障害福祉サービス事業所 かけはし(就労継続 B 型事業所)

かけはしは、一般就労がすぐには難しい方や、体調や障害特性に配慮しながら働く経験を積みたい方を対象とした就労継続支援 B 型事業所です。利用者一人一人の体調やペースを大切にしながら通所し、作業を通して生活リズムを整え、社会参加につなげる支援を行っています。作業内容は、パンの製造・納品・訪問販売をはじめ、缶潰し、企業トイレ清掃、施設外作業、洗車、ハウスキューピングなど多岐にわたります。実際の作業体験を通して、本人に合った働き方や必要な配慮を確認しながら、卒業後の安定した進路や生活につなげています。

■福祉サービス事業所 のびる(就労継続 B 型事業所、生活介護事業所)

のびるは、「できること」「やってみたいこと」を出発点に、利用者一人一人の気持ちや体調に寄り添いながら、安心して通える居場所づくりを大切にしている事業所です。職員の見守りのもと、無理のないペースで日々の活動に取り組み、小さな成功体験を積み重ねることで、自信や意欲につながる支援が行われています。B 型と生活介護の利用者が同じ場所で活動しているため、就労的な作業と生活介護的な関わりの両方を体験できる点も特徴です。パン作りや袋詰め、箱詰め、シール貼り、小物作りなどの活動を通して、卒業後の安定した生活につなげています。



③ 障害者基礎年金について

卒業後の生活を考えるうえで、欠かすことのできない制度の一つが「障害者基礎年金」です。障害者年金は、原則 20 歳から申請が可能で、就労の有無に関わらず、障害の状態に応じて支給されます。令和7年度を目安とした支給額は以下の通りです(※金額は年度ごとに改定されます)。

・障害基礎年金 1 級:年額 1,039,625 円(月額 86,635 円)

・障害基礎年金 2 級:年額 831,700 円(月額 69,308 円)

この年金は、生活費や医療費、通所にかかる交通費など、日常生活を支える基盤となる収入です。例えば、生活介護事業所に通う場合、年金が毎月の生活費の中心となり、そこに工賃などが加わることで、無理のない生活設計が可能になります。また、一般就労や福祉就労を利用する場合でも、給与や工賃だけに頼るのではなく、年金と組み合わせることで、体調や生活リズムに配慮した働き方を続けやすくなります。障害者年金の申請には、医師の診断書やこれまでの生活状況を示す書類などが必要となり、準備には時間と手間がかかります。そのため、卒業後に慌てることのないよう、在学中から情報収集を行い、市町村窓口や相談支援専門員と連携しながら準備を進めることが大切です。



【進路関係資料】

①進路指導の手引き

②進路指導に関する問い合わせ

③福祉サービス事業所一覧

